

山添村防災行政無線通信設備（同報系）戸別受信機貸与規程

（目的）

第1条 この規程は、地震、台風、火災等あらゆる災害時に住民等への的確な状況周知並びに避難誘導等を行い、被害を最小限に止めることを目的とする山添村防災行政無線通信設備（同報系）戸別受信機（以下「受信機」という。）の貸与に関して定める。

（住居への設置）

第2条 住居への受信機設置については、山添村内に居住する住民基本台帳に基づく1世帯について1台を無償で貸与する。
2 前項に該当しない世帯への受信機設置について、個別事情等により村長が特に防災上必要と認めるとき貸与を許可する。

（公共施設等への設置）

第3条 公共団体、公共的団体（自治会等）が所有し、不特定多数の者が利用する公共施設等への受信機設置について、当該公共施設等の管理者の申し出により無償で貸与する。

（事業所等への設置）

第4条 村内に事業所（事務所、店舗、工場等）を置いている事業者について、申し出により1事業所につき1台を無償で貸与する。

（その他の設置）

第5条 第2条の世帯及び前条の事業所において受信機を複数台貸与するときは、2台目から有償とする。

（設置協力金）

第6条 前条において有償で貸与を申し出た者は、設置協力金として1台あたり5,000円を村に納入する。

（使用及び管理）

第7条 前条までの規定により受信機の貸与を受けた者は、適正な使用及び管理を行うものとし、使用及び管理の誤りによる破損については、有償で修理若しくは交換を行うものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、受信機の貸与に関して必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。